⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第16条第３項第３号関係）

公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、法第16条第１項又は第２項の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

事例１）健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断の結果等に係る情報を、健康増進施策の立案、保健事業の効果の向上、疫学調査等に利用する場合（なお、法第76条第１項第３号に該当する場合は、第４章の各規定は適用されない。）

事例２）児童生徒の不登校や不良行為等について、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関が連携して対応するために、当該関係機関等の間で当該児童生徒の情報を交換する場合

事例３）児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要がある場合

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（法第16条第３項第４号関係）

国の機関等（地方公共団体又はその委託を受けた者を含む。）が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要があり、かつ、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該民間企業等は、法第16条第１項又は第２項の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

事例１）事業者が税務署又は税関の職員等の任意の求めに応じて個人情報を提出する場合

事例２）事業者が警察の任意の求めに応じて個人情報を提出する場合

事例３）一般統計調査や地方公共団体が行う統計調査に回答する場合

３－２　個人情報の取得（法第17条・第18条関係）

３－２－１　適正取得（法第17条第１項関係）

法第17条（第１項）

１　個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

個人情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（※１）してはならない（※２）。

【個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】

事例１）十分な判断能力を有していない子供や障害者から、取得状況から考えて関係のない家族の収入事情などの家族の個人情報を、家族の同意なく取得する場合

事例２）法第23条第１項に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得する場合

事例３）個人情報を取得する主体や利用目的等について、意図的に虚偽の情報を示して、本人から個人情報を取得する場合

事例４）他の事業者に指示して不正の手段で個人情報を取得させ、当該他の事業者から個人情報を取得する場合

事例５）法第23条第１項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合

事例６）不正の手段で個人情報が取得されたことを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人情報を取得する場合

（※１）個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合であって、単にこれを閲覧するにすぎず、転記等を行わない場合は、個人情報を取得しているとは解されない。

（※２）個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第83条により刑事罰（１年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科され得る。

３－２－２　要配慮個人情報の取得（法第17条第２項関係）

法第17条（第２項）

２　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

⑴　法令に基づく場合

⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

⑸　当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第76条第１項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

⑹　その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

規則第６条

法第17条第２項第５号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関

⑵　外国において法第76条第１項各号に掲げる者に相当する者

政令第７条

法第17条第２項第６号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

⑴　本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

⑵　法第23条第５項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

要配慮個人情報（※１）を取得する場合には、あらかじめ本人の同意（※２）を得なければならない。ただし、次の⑴から⑺までに掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。

⑴　法令に基づく場合（法第17条第２項第１号関係）

法令に基づく場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。なお、具体的な事例は、３－１－５（利用目的による制限の例外）に示すもののほか、次の事例も該当する。

事例）個人情報取扱事業者が、労働安全衛生法に基づき健康診断を実施し、これにより従業員の身体状況、病状、治療等の情報を健康診断実施機関から取得する場合